



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 10 日 (金)
号外第 78 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (19) (給与課) 2

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第2（第3条関係）							別表第2（第3条関係）						
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員					特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員	
			再任用職員 以外の職員	再任用職員	再任用職員 以外の職員	再任用職員				再任用職員 以外の職員	再任用職員	再任用職員 以外の職員	再任用職員
行政職給料表	略					行政職給料表	略						
	8級	1種	113,300円	96,200円	99,700円	84,600円	8級	2種	90,600円	76,900円	81,600円	69,200円	
		2種	90,600円	76,900円	81,600円	69,200円							
	略						略						
略						略							
備考	略					備考	略						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成27年7月1日から適用する。